

# 申立書

※申込時用

## ( 求職活動 )

日立市長 殿

保育園等の入園継続申請をするに当たり、現在求職活動中のため、就労(内定)証明書が提出できません。ついては、期限内に就労し、就労(内定)証明書を提出しますので、入園継続を希望します。もし、下記【注意事項】に記載されている期限内に就労できない場合には、保育の実施を解除(退園)されても異議を申し立てません。

		申立日	令和	年	月	日
申立人	住所					
	氏名					

求職活動の状況については、次のとおりです。(□欄にチェックし、必要事項を記入してください)

現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に通っている(週 回数程度)			
	<input type="checkbox"/> 新聞・インターネット等で求人情報を検索し、仕事をさがしている			
	<input type="checkbox"/> 会社説明会に参加し、仕事をさがしている			
	<input type="checkbox"/> 就職斡旋機関に登録し、仕事をさがしている ※登録機関の名称( )			
	<input type="checkbox"/> 児童が保育園入園後、求職活動を開始する予定※			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
	最近3か月の活動状況 ※入園後から活動開始する方は除く	( )月	採用試験	回 / 面接
	( )月	採用試験	回 / 面接	回
	( )月	採用試験	回 / 面接	回

【注意事項】の記載内容を確認しました。	
署名	

<b>【 注 意 事 項 】</b>	
● 求職活動を事由に「保育認定(2号認定・3号認定)」を受けるには、公共職業安定所(ハローワーク)での活動、面接のための企業訪問など、継続的(定期的)に外出し、活動している(活動予定である)ことが条件となります。よって、毎月の求職活動状況報告書を提出していただき、活動状況の確認を行います。継続的(定期的)な活動状況が確認できない場合には、認定を取り消すことがあります。	
<b>&lt;求職活動状況報告書の提出期限&gt;</b> (第1回報告)入園日の翌月5日まで (第2回報告)入園日の翌々月5日まで ※土曜、日曜、祝日、休日の場合はその前日まで	
● 求職活動を事由に「保育認定(2号認定・3号認定)」を受け、保育園等に入園する場合は、次の期間内に就労(内定)証明書を提出してください。提出できない場合は、認定証の有効期間(入園日から起算して2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで)をもって退園となりますので、あらかじめご了承ください。	
<b>&lt;就労(内定)証明書の提出期限&gt;</b> 入園日の翌々月15日まで (例:4月1日入園の場合は、翌々月の6月15日まで) ※土曜、日曜、祝日の場合はその前日まで	
● 認定が期間満了(退園)となる場合で、再度、保育を希望される場合は、新規申請が必要となります。 ※新規申請受付後は、利用調整によって入園の可否を決定するため、必ず入園のご案内が出来るものではありません。 申込期限については、「日立市ホームページ」又は「保育サービスのご案内(冊子)」をご参照ください。	

児童氏名	施設名 ※第1希望の園名	申込・入園の状況
		<input checked="" type="checkbox"/> 申込中
		<input type="checkbox"/> 入園中